

道路整備 及び 道路反射鏡（カーブミラー）設置に関する要望

1. はじめに

道路整備や道路反射鏡（カーブミラー）設置に関する考え方について、要望から整備に至るまでの事務手続きの流れや整備内容、整備要件等の考え方を要望者と市との間で広く共有することで、円滑に事務手続きが進み、早期に事業が完了することを目的とします。

2. 要望内容

道路整備課及び各総合支所が要望を受けて下記の整備を行っています。

- ① 生活道路・・・認定市道で幅員4m以上への道路拡幅整備等
- ② 法定外道路・・・認定市道以外の法定外道路の舗装整備
- ③ 道路反射鏡・・・カーブミラーの設置

3. お問い合わせ先

担 当 課	連絡先
都市建設部道路整備課	0942-30-9077
田主丸総合支所環境建設課	0943-72-2156
北野総合支所環境建設課	0942-78-3696
城島総合支所環境建設課	0942-62-2116
三潴総合支所環境建設課	0942-64-2672

生活道路整備

1. 事業の概要

主に地域住民の皆様の日常生活に欠かすことのできない道路を対象として、災害時の消防・救急活動や車両の離合に支障をきたす主に4m未満の道路を対象に、土地の寄附協力をいただきながら、安全・安心に通行できる4m以上の道路整備を行うものです。

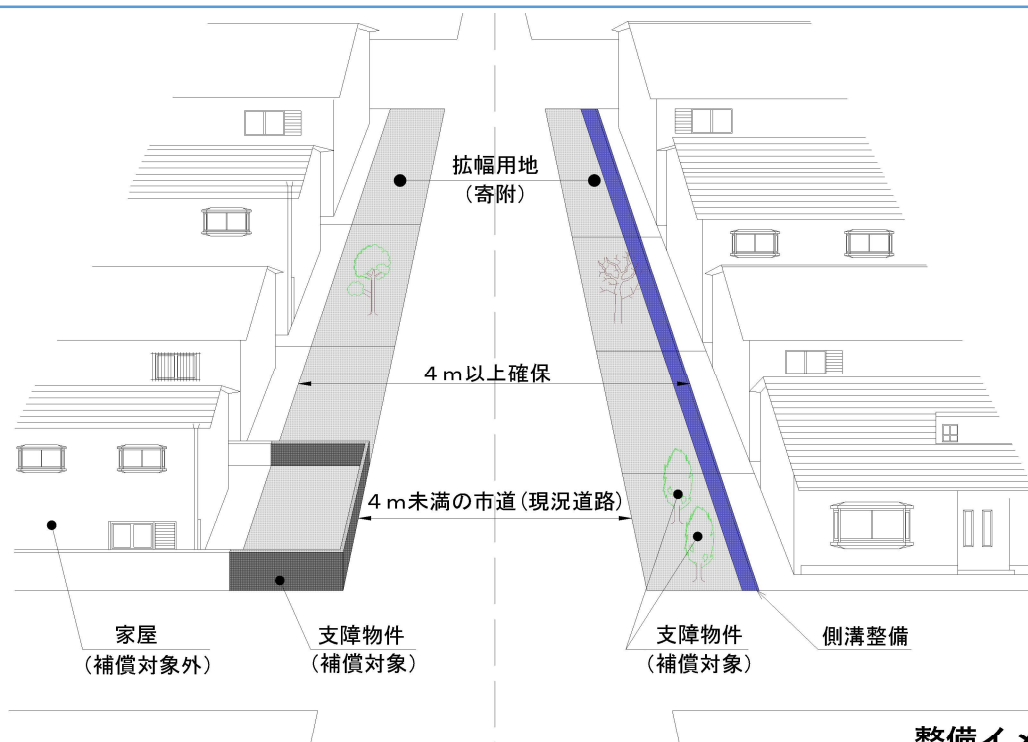
2. 整備内容

舗装新設、道路拡幅、側溝新設、側溝改良

3. 整備要件

- ①区間の起終点**一端が国道、県道、市道のいずれかに接続**していること。
 - ②道路拡幅においては、**計画幅員が4m以上の整備**を原則とする。
 - ③区間内における**部分的な整備は行わない**。
 - ④整備に必要となる土地は、**所有者からの寄附**により取得することを原則とする。
 - ⑤用地取得に伴い、支障となる物件（ブロック塀、植栽等）が撤去・移設できること。
- なお、**現地の状況により補償費をお支払い**します。（**補償できない場合もあり**）

まずは窓口相談を！



整備イメージ図

4. 同意書の提出

自治会長からの要望を原則とし、隣接地権者全員の同意を同意書への署名をもって、提出してください。

法定外道路整備

1. 事業の概要

主に地域住民の日常生活に利用される道路で、道路法の適用を受けていない久留米市が管理する道路の整備を行うものです。

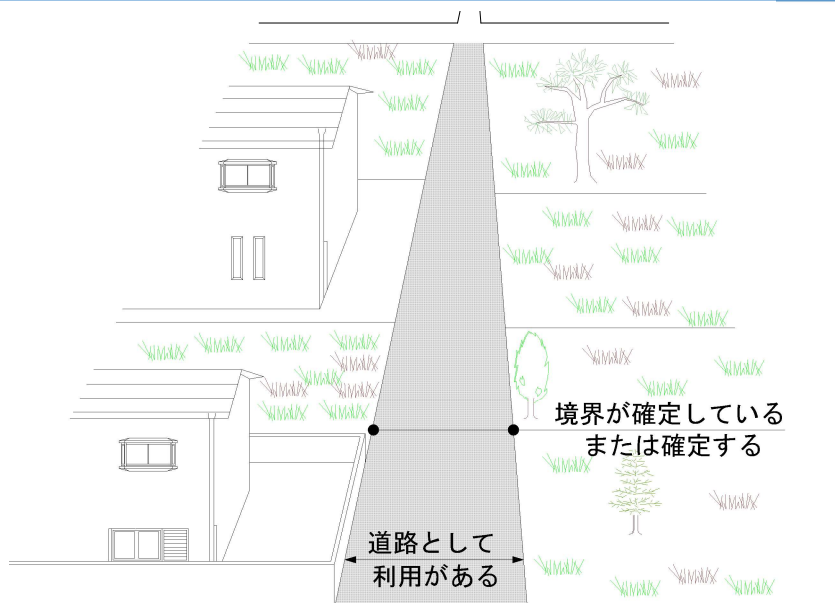
2. 整備内容

舗装新設

3. 整備要件

- ① **道路として利用**があり、沿線に住宅があること。
- ② **官民境界が確定**している。または、市の**官民境界測量実施後、境界を確定することができた**場合。
- ③ **事業用地の取得を必要としない**こと。
- ④ 排水構造物や土留め構造物等の**道路付属施設は設置しない**ことを原則とする。
- ⑤ 排水勾配が確保できること、若しくは地形上やむを得ず民地内へ路面排水が流入する場合は **土地所有者で対応**できること。

まずは窓口相談を！



整備イメージ図

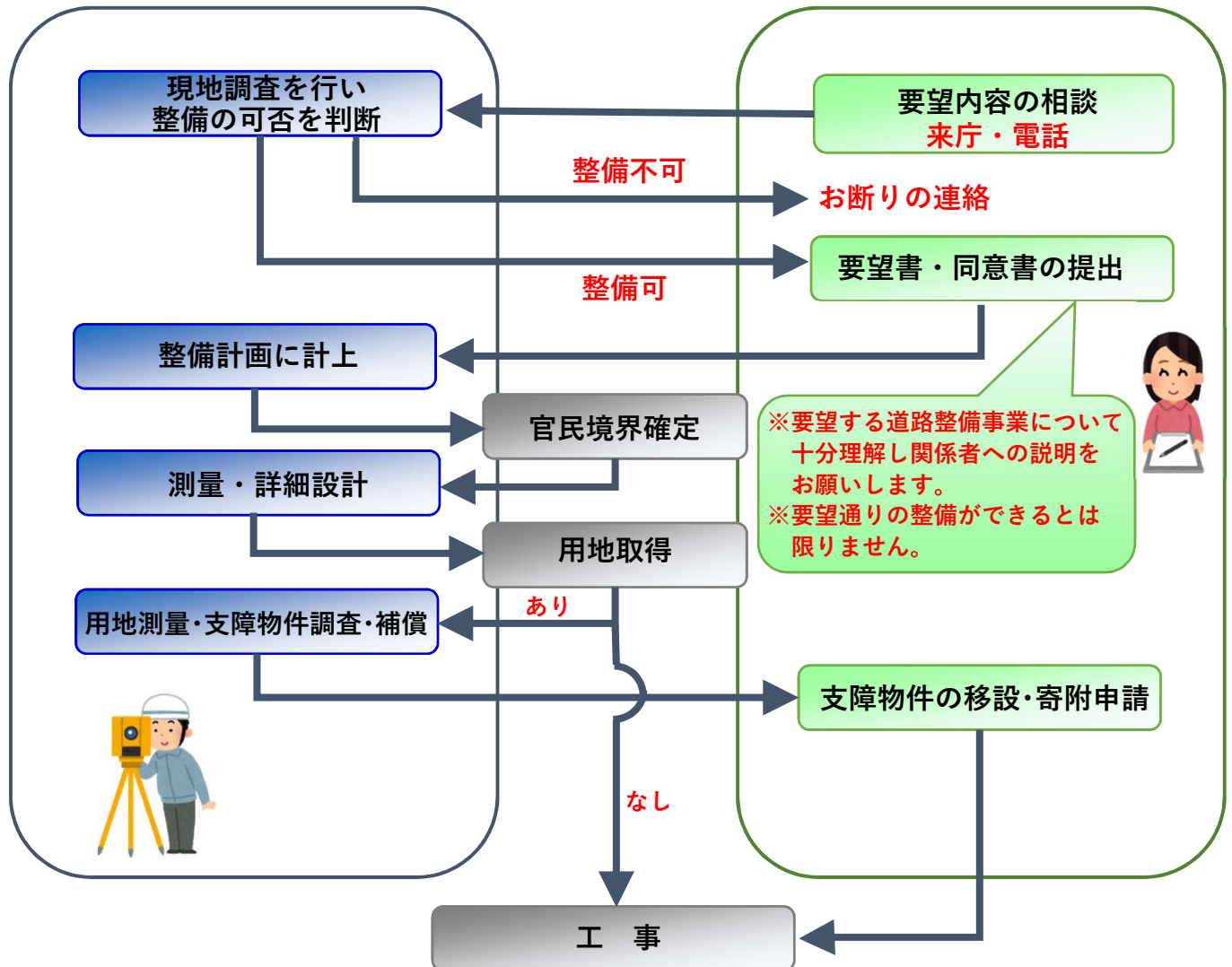
4. 同意書の提出

自治会長からの要望を原則とし、**隣接地権者全員の同意を同意書への署名**をもって、提出してください。

手続きの流れ（生活道路整備の例）

市が行うこと

自治会長、要望者、土地所有者が行うこと



要望書 記入例（生活道路）

生活道路 記入例

市が現地調査を行い、整備可の連絡があった後に提出をお願いします。

(様式 1)

No. _____

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

久留米市長殿

※申請者（要望者）は自治会長
と同一でも可能です。

申請者 住所 久留米市〇〇〇〇

氏 名 ○○ ○○ tel ○○○○

自治会長 住所 久留米市〇〇〇〇

〇〇自治会

氏名 自治会長 ○○ ○○ tel ○○○○

道路整備要望書

下記箇所の道路整備を要望します。

尚、今回の要望は関係者全員（様式２）の同意のもと、地元の協力体制も整っていることを申し添えます。

記

1. 要望箇所 久留米市 ○○ 町 ○○○○ 番地先から
○○○○ 番地先まで

2. 要望内容（具体的に記入して下さい。）

・道路拡幅 ・側溝新設、改良 ・舗装新設、改良 ・その他（ ）

$$\left[\begin{array}{c} \cdot \text{○○○○} \\ \vdots \\ \vdots \end{array} \right]$$

3. 要望理由

• ○○○○

4. 添付書類

- ① 関係者同意書（様式2）
② 位置図

同意書記入例（生活道路）

生活道路 記入例

市が現地調査を行い、整備可の連絡があった後に提出をお願いします。

(様式2)

關係者同意書

※要望する道路整備事業について、下記事項を十分に理解したうえで同意します。

【全般】

- ・市が行う測量、登記、補償調査及び工事等に協力をお願いします。
- ・土地の境界が確定しない場合、事業は実施できません。また同意しないことが確認された場合、取りやめさせて頂く場合があります。
- ・個人や開発行為による建築に併せた整備は行いません。

【道路拡幅】

- ・道路拡幅等事業に必要な用地は、所有者から市への寄附が原則です。
- ・市が用地を取得するにあたり、土地の相続等の手続きが必要な場合は、所有者の関係者等で手続きをお願いします。(所有者不明土地は除く)
- ・民地内の擁壁や立竹木等支障物件の移転補償については、久留米市の損失補償基準等によるものとし、移設等に要する費用をすべて市が補償するものではありません。なお、家屋等や幹周りの大きな高木(幹周り 60cm 以上)は補償の対象外となります。
- ・電柱の移設について、隣接地の方々へご相談させて頂くことがあります。

【側溝新設・改良】

- ・道路側溝は道路に降る雨水を処理する規格・構造です。

※自筆で記入してください

[illegible]

要望書 記入例（法定外道路）

法定外道路 記入例

市が現地調査を行い、整備可の連絡があった後に提出をお願いします。

（様式1）

No.

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

久留米市長 殿

※申請者（要望者）は自治会長
と同一でも可能です。

申請者 住所 久留米市○○○○

氏名 ○○ ○○ tel ○○○○

自治会長 住所 久留米市○○○○

○○自治会

氏名 会長 ○○ ○○ tel ○○○○

道路整備要望書

下記箇所の道路整備を要望します。

尚、今回の要望は関係者全員（様式2）の同意のもと、地元の協力体制も整っていることを申し添えます。

記

1. 要望箇所 久留米市 ○○ 町 ○○○○ 番地先から
○○○○ 番地先まで

2. 要望内容（具体的に記入して下さい。）

・舗装新設 ・その他（ ）

・ ○○○○

3. 要望理由

・ ○○○○

4. 添付書類

① 関係者同意書（様式2）

② 位置図

同意書 記入例（法定外道路）

法定外道路 記入例

市が現地調査を行い、整備可の連絡があった後に提出をお願いします。

(様式 2)

關係者同意書

※要望する道路整備事業について、下記事項を十分に理解したうえで同意します。

【全般】

- ・市が行う測量及び工事等に協力をお願いします。
- ・土地の境界が確定しない場合、事業は実施できません。また事業に同意しないことが確認された場合、取りやめさせて頂く場合があります。
- ・個人や開発行為による建築に併せた整備は行いません。

【舗装新設】

- ・舗装整備のみを行い、排水構造物は原則設置しません。

※自筆で記入してください

[illegible]

カーブミラー（道路反射鏡）の設置について

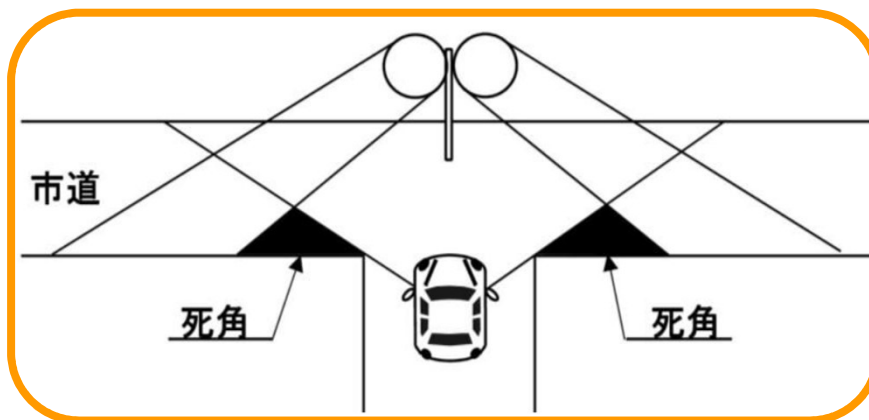
1. 事業の概要

カーブミラー（道路反射鏡）は、市道を通行する車両が**塀や垣根等により見通しの悪い交差点やカーブ等**において、他の車両を直接目視確認が困難な場合に、**道路交通の円滑化と交通事故防止**を図ることを目的として設置するものです。

あくまでも、カーブミラーは**安全確認の『補助施設』**ですので、運転者自身の**交通ルールの遵守と目視による安全確認が原則**となります。

2. カーブミラーの特性

- ① カーブミラーで**映せない部分（死角）**がある。（下図参照）
- ② 接近車がないことを**遠方から確認**できる。
- ③ カーブミラーに映る車は**小さく見え遠くに感じやすい**。
- ④ **左右が逆に映り**誤認を招きやすい。



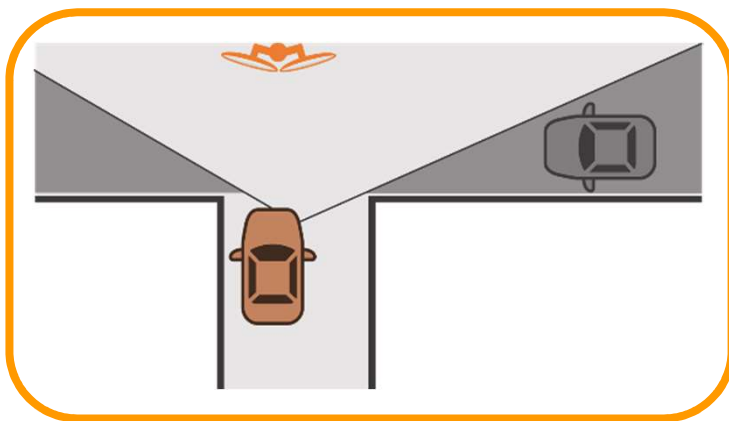
カーブミラーは、あくまで安全確認の**補助施設**です。

カーブミラーには、上記したような特性があることを十分理解して頂くとともに、カーブミラーを設置することにより発生する危険性（交通事故を誘発する可能性がある、交通ルール違反を助長する可能性がある）にも十分留意して頂き、利用していただく必要があります。

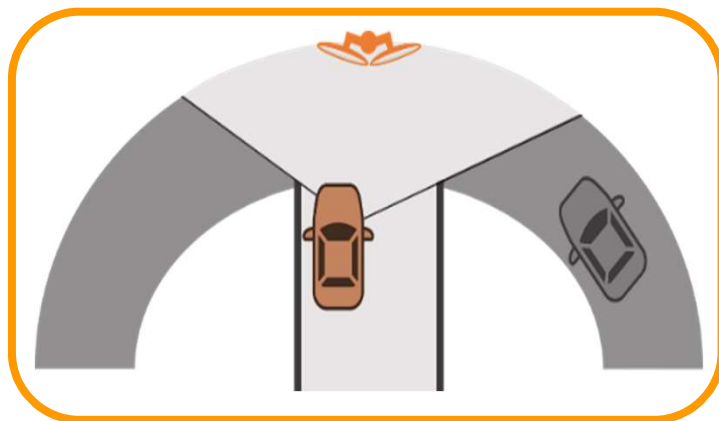
くれぐれもカーブミラーを過信せず、**直接目視での安全確認**を確実に行っていただきますようお願いいたします。

3. カーブミラー設置ができる事例

① 道路幅が狭く、民地内の**塀や垣根等**により見通しが確保できない場合



② **内カーブ**しており、見通しが確保できない場合



③ **大きく湾曲又は屈折**し、減速しても対向車の安全確認が困難と認められる場合



※事例に基づいて設置を要望された場合でも、現地状況により設置できないことがあります。設置の判断は、市職員による詳細な現地確認並びに調査を行います。

4. カーブミラー設置ができない事例

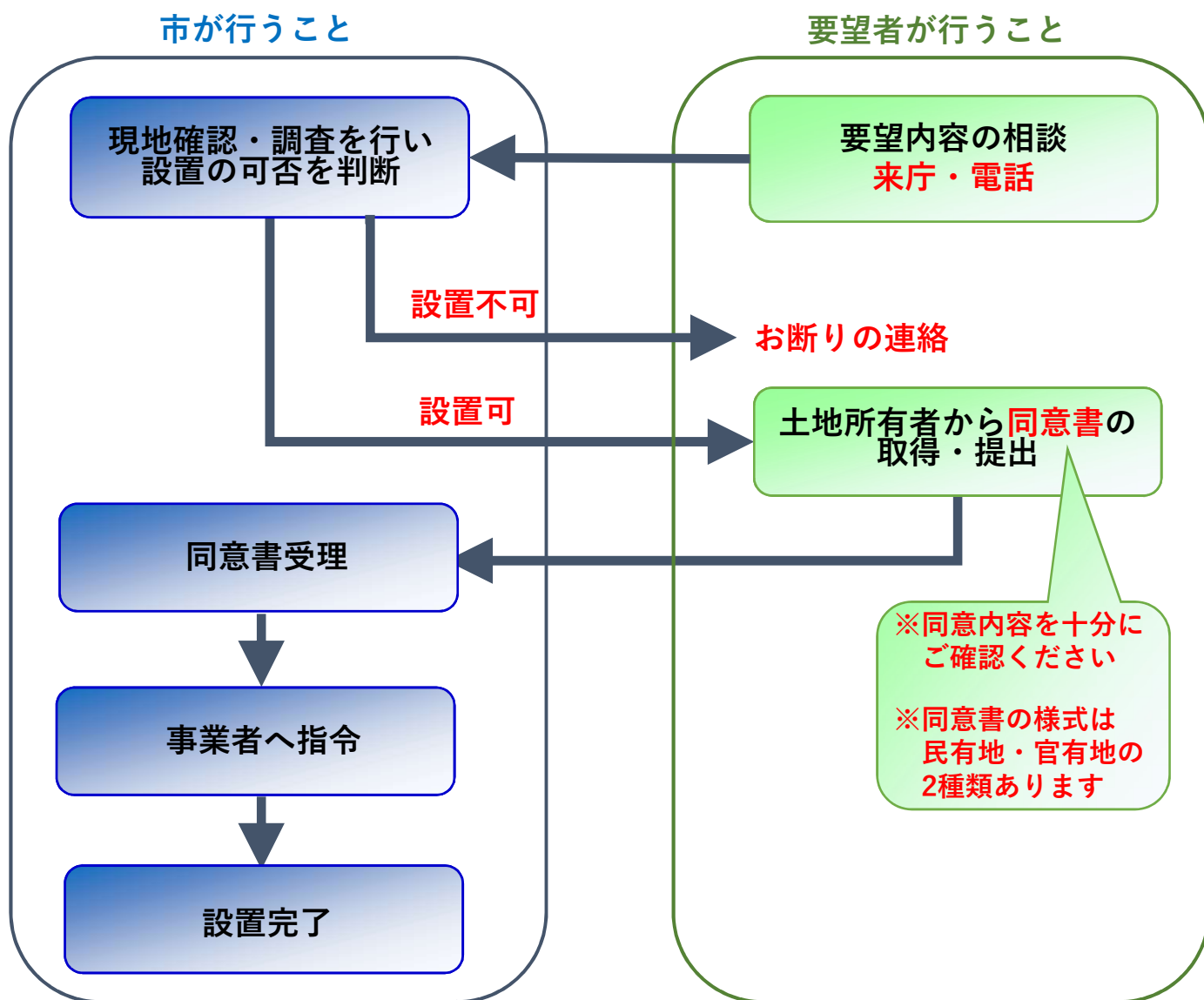
① **見通しが確保**されている場合

② **私道**および**私有地から市道への出入り**の場合

5. カーブミラー設置までの流れ

カーブミラーの設置に際しましては、**前述の内容を十分にご理解いただき、要望箇所に応じて担当課にご連絡**していただきますようお願いいたします。

※交通事故が起きたという理由だけでは、カーブミラーの設置理由にはなりません。
交通事故はあくまでも運転者の責任であり、安全運転を行う義務があります。



6. 同意書記入例

民有地記入例

(様式1)

令和 年 月 日

久留米市長 殿

申請者 住 所 久留米市城南町1 5 番地3

氏 名 久留米 太郎 tel 0942 (30) 9000

道路反射鏡設置同意書（民有地）

道路の安全かつ円滑な交通を確保するため、下記のとおり道路反射鏡の設置（民有地）について同意します。

記

- 設置箇所：久留米市 城南 町 1 2 3 - 4 番地先
- 設置物件：道路反射鏡
- 設置同意についての確認事項
 - 土地の貸付については、無償にて貸付いたします。
 - 貸付期間については、双方どちらかの移設又は撤去の申し出があるまでとし、移設箇所に関しては協議のうえ決定します。
 - 移設又は撤去が生じた場合は、久留米市にて移設又は撤去を行い、現状回復して土地の返還をします。
 - 樹木等で道路反射鏡が見えなくならないように適切な維持管理を行います。
 - 土地の所有権を譲渡したときは、その譲受人に対して、この書面に記載された内容を継承します。
- 土地所有者の設置同意書（自筆で記入して下さい）

対象地番	住 所	氏 名	連絡先
1 2 3 - 4	久留米市城南町1 2 3 番地4	久留米 花子	0942-30-1234

- 添付書類：位置図

注)

- 設置内容を十分理解の上、記入をお願いします。設置の説明の際に、関係する土地所有者から同意が得られていない場合には、設置を取りやめる場合があります。

6. 同意書記入例

官有地記入例

(様式2)

令和 年 月 日

久留米市長 殿

申請者 住所 久留米市城南町1-5番地3

氏名 久留米 太郎 tel 0942 (30) 9000

道路反射鏡設置同意書（官有地）

道路の安全かつ円滑な交通を確保するため、下記のとおり道路反射鏡の設置（官有地）について同意します。

記

1. 設置箇所：久留米市 城南 町 1-2-3-4 番地先

2. 設置物件：道路反射鏡

3. 設置同意についての確認事項

① 移設又は撤去が生じた場合は、原因者等の負担により行っていただきます。

なお、移設箇所については、久留米市および地元代表者等と調整を行い決定します。

② 樹木等で道路反射鏡が見えなくならないように適切な維持管理を行います。

③ 土地の所有権を譲渡したときは、その譲受人に対して、この書面に記載された内容を継承します。

4. 隣接する土地所有者の設置同意書（自筆で記入して下さい）

対象地番	住所	氏名	連絡先
1-2-3-4	久留米市城南町1-2-3番地4	久留米 花子	0942-30-1234

5. 添付書類：位置図

注)

1. 設置内容を十分理解の上、記入をお願いします。設置の説明の際に、関係する土地所有者から同意が得られていない場合には、設置を取りやめる場合があります。